

診療情報取得・活用体制について

【医療情報取得加算】

当院では、マイナンバーカードを利用したオンラインによる診療情報の取得・活用体制を整備しています。

この体制は、患者さんの薬剤情報や特定健診などの診療情報を元に、より質の高い医療提供に資することを目的としています。

当該体制の整備に伴い、厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しています。

令和6年6月1日～

マイナンバーカード

持っている

持っていない

医療情報の取得

同意する

同意しない

初診時 1点
再診時 1点
(3か月に1回)

初診時 3点
再診時 2点
(3か月に1回)